　様式第５号（第１０条関係）

提出日：令和　年　月　日

総合評価落札方式

　　技術提案書内容確認申告書

（あて先）　岐阜市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　令和３年９月２１日付けで公告がありました金公園整備工事（その２）の技術提案書の下記評価項目の内容確認について、別添の書類を添えて申告いたします。

１　工事名

金公園整備工事（その２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２　評価項目 | | 該当 |
| 労働安全衛生分野表彰歴及び工事事故等による資格停止措置の有無 |  |
| ＩＳＯ９００１及びＩＳＯ１４００１認証取得の状況 |  |
| 工事成績評定点（様式第６号） |  |
| 同種工事施工実績 |  |
| 岐阜市優良建設工事業者表彰歴 |  |
| 働き方改革の推進 |  |
| 技術者の工事成績評定点（様式第７号） |  |
| 技術者の同種工事施工実績 |  |
| 技術者の保有資格 |  |
| 若手・女性技術者の育成・確保 |  |
| 市内業者への下請率（様式第８号） |  |
| ボランティア活動実績 |  |
| ぎふし共育・女性活躍企業認定 |  |
| 常勤雇用の従業員に対する岐阜市消防団・水防団の団員数 |  |
| 岐阜市消防団協力事業所認定 |  |

　　※評価の対象とした項目について、該当欄に〇を付け、その確認書類を添付してください。なお、施工実績など技術提案書に添付して既に提出済みの書類は、省略してください。

様式第６号

岐阜市における工事成績評定点（直近２か年度）

会社名　：

工事成績評定点の平均点：　〇〇．〇　点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 工事名称 | 工事成績評定点 |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |

該当工事の工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

実績のない年度は６５点を記入すること。

様式第７号

配置予定技術者の工事成績評定点

会　社　名：

配置予定技術者の氏名　：

工事成績評定点の平均点　：　〇〇．〇点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 工事名称 | 工事成績評定点 |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |

【記載上の注意】

(1)　監理技術者又は主任技術者として配置された工事に係る工事成績評定点を全て記載し、該当工事の工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。また、従事時の役職内容が確認できる資料（ＣＯＲＩＮＳの登録内容確認書（工事カルテ）の写し等）を添付すること。

(2)　工期の途中で技術者を交代していた場合、工事の主たる工種を担当した技術者について評価するものとし、その技術者が担当した工種、期間が確認できる資料を添付すること。

様式第８号（第１０条関係）

市内業者への下請率

本工事における市内業者への下請率は、次の通りです。

該当する項目に〇を付ける。

　Ａ　下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合が９０％以上である。

　Ｂ　下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合が５０％以上９０％未満である。

　Ｃ　下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合が５０％未満である。

【記載上の注意】

(1)　市内業者とは、岐阜市内に本店を有する企業をいう。

(2)　市内業者への下請率とは、本工事における全ての下請業者の施工金額に占める市内業者の施工金額の割合をいう。

(3)　下請業者の施工金額とは、元請業者又は直近上位の下請業者との契約金額から直近下位の下請業者との契約金額の合計を差引いた額を指す。

(4)　下請業者とは、元請業者又は一次以下の下請業者から建設工事を請け負った建設業を営む者及び元請業者又は一次以下の下請業者と交通誘導警備業務等の契約を締結した者をいい、元請業者との間で資材調達のみの契約を締結した業者は含まない。

(5)　交通誘導警備業務等とは、建設コンサルタント業及び運送業並びに交通誘導警備業その他の本工事の遂行に必要な業務を指す。

(6)　一次以下の下請業者との間における資材調達のみの契約金額は、調達した下請業者の施工金額に含めるものとする。